

教育民生委員会記録

開会年月日	令和元年8月27日
開会時刻	午後0時59分
閉会時刻	午後2時10分
出席委員名	◎浜口和久 ○辻 孝記 宮崎 誠 久保 真
	楠木宏彦 野崎隆太 福井輝夫 藤原清史
	中山 裕司 議長
欠席委員名	なし
署名者	宮崎 誠 久保 真
担当書記	野村格也
審査案件	継続調査案件 伊勢市病院事業に関する事項 ・令和元年度経営状況について ・新市立伊勢総合病院における雨漏りの再発について
	継続調査案件 伊勢市立小中学校の規模・配置の適正化に関する事項 ・小中学校適正規模化・適正配置推進事業(進捗状況)について
	継続調査案件 子ども子育て支援に関する事項 ・ひとり親家庭への支援について ・保育所あけぼの園の民間移管について
説明員	病院事業管理者、病院経営推進部長、病院経営推進部次長、
	経営企画課長、経営企画課副参事、建築住宅課副参事
	教育長、事務部長、学校教育部長、教育総務課長、
	学校統合推進室長、学校統合推進室副参事
	健康福祉部長、健康福祉部次長、健康福祉部参事、こども課長
	ほか関係参与

審査経過

浜口委員長が開会を宣告し、会議成立宣言の後、会議録署名者に宮崎委員、久保委員を指名した。その後、直ちに議事に入り、継続調査案件となっている「伊勢市病院事業に関する事項」外2件を順次議題とし、当局から報告、報告への質疑を行い、今後についても継続して調査をすることを決定し、委員会を閉会した。

なお、詳細は以下のとおり。

開会 午後0時59分

◎浜口和久委員長

ただいまから教育民生委員会を開会いたします。

本日の出席者は全員でありますので、会議は成立いたしております。

これより会議に入ります。

会議録署名者2名は委員長において、宮崎委員、久保委員の御兩名を指名いたします。

本日御協議願います案件は、お手元に配付の案件一覧のとおりであります。

議事の進め方につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎浜口和久委員長

御異議なしと認めます。そのように取り計らいをさせていただきます。

【伊勢市病院事業に関する事項】

〔令和元年度経営状況について〕

◎浜口和久委員長

それでは、「伊勢市病院事業に関する事項」についての御審査を願います。

「令和元年度経営状況について」当局からの説明をお願いいたします。

経営企画課副参事。

●西井経営企画課副参事

それでは、「令和元年度経営状況について」御説明申し上げます。

資料1をごらんください。令和元年4月から6月までの患者数、医業収益及び医業費用の状況でございます。

始めに、「1 利用状況」でございますが、入院及び外来患者数の状況となっております。まず、財政収支計画との比較につきまして、増減(A)－(B)欄をごらんください。入院患者数につきましては1日平均25.3人の減少、外来患者数につきましては1日平均17.5人の増加となっております。なお、外来患者数につきましては、4月30日から5月2日の3日間を財政収支計画では開院日としておりましたが、結果としまして4月30日及び5月2日の午前中のみ外来診療、5月1日を休診とさせていただいたため、延べ患者数が525人の減少となったものでございます。また、前年度と比較をしますと、入院患者数に

つきましては1日平均29.2人の増加、外来患者数につきましても1日平均33.7人の増加となっております。

下段の米印の表につきましては入院患者数の病床ごとの内訳となっております。まず財政収支計画と比較いたしますと、一般病床では1日平均8.7人の減少、地域包括ケア病床では1日平均12.4人の減少、回復期リハビリテーション病床ではおおむね計画どおりとなっております。また、前年度と比較いたしますと、平成30年8月に地域包括ケア病床を開設したことで7月までは地域包括ケア病床の患者数を一般病床に含んでいたため、一般病床では1日平均20.8人の減少、地域包括ケア病床では1日平均41.6人の増加となっております。回復期リハビリテーション病床では常勤医1名増加による1日平均13.7人の増加、ホスピス病床では一般病床に合わせて新設をしたことによる1日平均7.6人の増加、療養病床では新病院開院に合わせて廃止をしたことによる1日平均12.9人の減少となっております。なお、参考値ではございますが、本年7月の1日平均入院患者数は246.0人、1日平均外来患者数は522.4人となっております。

次に、「2 医業収益」でございますが、財政収支計画と比較いたしますと、患者数の減などにより入院収益で200万円の減少、外来収益で1,700万円の減少、合わせて1,900万円の減少となっておりますが、前年度と比較いたしますと、患者数の増などにより入院収益で1億3,400万円の増加、外来収益で1,200万円の増加など、合わせて1億5,700万円の増加となっております。

次に、「3 医業費用」でございますが、財政収支計画と比較いたしますと、職員数及び患者数の減などにより1,700万円の減少となっておりますが、前年度と比較いたしますと、職員数、患者数及び施設の維持管理経費の増などにより1億4,000万円の増加となっております。

今回、御説明申し上げました6月末現在では、財政収支計画の収支に対しましておおむね計画どおりとなっておりますが、今後、多額の経費が見込まれ、収支は厳しくなると予測されますが、地域医療連携の強化、時間内及び時間外救急の充実強化による患者数の増加、地域包括ケア病床のより効率的な運用など、入院患者数の増加に努め、収支の改善を図ってまいりたいと考えております。

以上、令和元年度経営状況について御説明申し上げます。よろしく御協議賜りますようお願い申し上げます。

◎浜口和久委員長

ただいまの説明に対しまして、御発言はありませんか。

楠木委員。

○楠木宏彦委員

計画と実績との増減ということですが、これは結局、減ということは計画未達成という考え方でいいんだと思うんですが、その中で地域包括ケア病床、これが非常に計画から見て少ない。達成率計算してみますと77%程度なんです。それからホスピス病床が63%程度なんです。ほかのところは100%とか90数%とかというところで、現状として

は何とも言えないところあると思うんですけども、この二つの病床について達成率がやや低い。これについてどのように考えていただいていますでしょうか。

◎浜口和久委員長

経営企画課副参事。

●西井経営企画課副参事

地域包括ケア病床及びホスピス病床、両方につきまして、新病院から本格的に稼働し始めました病床でございます。まず、地域包括ケア病棟につきましては運用にまだ改善の余地があると考えております。地域包括ケア病床につきましては、6月以降少しずつ改善をいたしておりますが、より効率的な運用を検討し取り組んでまいりたいと考えております。また、ホスピス病床の計画に対します患者数の減につきましては、こちらのほうも新病院開院から本格的に稼働し始めまして、周知不足というところが一つ原因であったのではないかとこのように考えております。7月以降につきましては、計画1日当たり12人に対して、7月が10.8人、8月が11.0人ということで、少しずつ改善ができておるといふような、そういう状況でございます。以上でございます。

◎浜口和久委員長

楠木委員。

○楠木宏彦委員

ありがとうございます。確かにこれ、新しくできた病床だということで、ホスピス病床のところでは言われましたけれども、周知不足があると。確かにそういうところはあると思うんです。まだまだ恐らくこういう病床があるということを知られていない面もありますけれども、ただいづれにしても、どちらの病床も非常にこれから重要な部分ですので、運用の改善の余地があるというふうなことも言われましたけれども、そういったことも含めてさらに努力をお願いしたいなと思います。ありがとうございました。

◎浜口和久委員長

他に御発言はありませんか。

野崎委員。

○野崎隆太委員

すみません。ちょっと簡単に教えていただければと思うんですけども、今回の経営状況を見たときに、単純に医業収益と医業費用の増減だけ見ると、医業費用も計画よりも安く済んでいて、医業収益はちょっと足りていないけれども、差額としては200万程度の差異かなと思うんですけども、これを大きいと見るか小さいと見るかというのはあるにせよ、入院患者数が10%足りていないというような状況かなと思うんですけども、計画に対して。ここの部分が改善をすれば、医業収益、医業費用のバランスも元に戻ってくるというような、やってみてですけども、今やってみて。そんな状況なのかだけちょっと教

えてください。

◎浜口和久委員長

経営企画課副参事。

●西井経営企画課副参事

6月末現在といたしましては、入院患者数が大体約230人、このところで収入につきまして、マイナスの1,900万円となっております。ただ、このまま230人でいきますと、計画というものは、収入につきましては達成は難しいかと考えておりますので、やはり収支計画にありますように、1日平均入院患者数255人というものはどうしても必要ではないかというふうに考えております。以上でございます。

◎浜口和久委員長

野崎委員。

○野崎隆太委員

すみません。確認なんですけれども、計画どおりの入院患者数が来れば、残りの医業費用のほうはほぼほぼ計画どおりなので、恐らく達成をするには、入院というか外来か、この患者数さえ目標を守っていれば、残りはイレギュラー的なものというとあれですけれども、開院してからの状況を見る限りでは、ほかにイレギュラーなことは余り起きていないというような認識でよろしいですか。

◎浜口和久委員長

経営企画課副参事。

●西井経営企画課副参事

はい。費用のほうにつきましては、今現在イレギュラーなことというものは出てきておりません。以上でございます。

◎浜口和久委員長

よろしいですか。

○野崎隆太委員

はい。

◎浜口和久委員長

他に御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎浜口和久委員長

御発言もないようですので、説明に対しての質問を終わります。

続いて、委員間の自由討議を行います。御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎浜口和久委員長

御発言もないようですので、自由討議を終わります。

以上で「令和元年度経営状況について」を終わります。

〔新市立伊勢総合病院における雨漏りの再発について〕

◎浜口和久委員長

次に、「新市立伊勢総合病院における雨漏りの再発について」当局からの説明をお願いいたします。

病院事業管理者。

●佐々木病院事業管理者

御報告を申し上げます前に、私から一言お詫びを申し上げます。新病院の雨漏りにつきましても、6月市議会定例会におきまして、決議という重い形で当院及び施工業者に厳しい御指摘をいただきましたにも関わらず、このたび再度の雨漏りが発生し、議会及び市民の皆様にも多大なる御心配と御迷惑をおかけしましたこと、心からお詫びを申し上げます。本当に申しわけございません。

当日、早急に施工業者を呼び、厳しく指摘するとともに、原因の徹底究明と完全なる補修工事を指示したところでございます。今後はより一層、市民、周辺住民の命と健康を守る病院として、また災害時の拠点施設として、その機能が発揮できるよう精いっぱい努めてまいりますので、何とぞ御理解を賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

◎浜口和久委員長

経営企画課長。

●奥田経営企画課長

このたびはあってはならない再度の雨漏りという御報告になり、多大なる御心配と御心配をおかけし、誠に申しわけございませんでした。また、本日の資料配付が遅れましたことをお詫び申し上げます。

それでは、「新市立伊勢総合病院における雨漏りの再発について」御説明申し上げます。資料5をごらんください。

まず始めに、「1. 発生日時」でございますが、去る8月16日未明に台風15号の豪雨によりまして雨漏りが発生し、同日朝の外来診療開始前にスタッフが発見しております。

次に、「2. 雨漏り箇所」と「3. 被害状況」でございますが、1階外来エリアの南面のスタッフ通路の床面と南面サッシ付近の窓台に水漏れがありました。これは去る5月21日の豪雨によって発生した雨漏りと同じエリアとなっております。なお、幸いにも患者様や医療機器等への影響は特になく、直接市民サービスの低下につながることは避けることができしております。

次に、「4. 雨漏りの原因」でございますが、同じエリアによる再度の雨漏りということもあり、前回の補修を終えた箇所以外にも原因があることも想定されるため、施工業者である清水建設が現地確認を行いまして、現在は原因を調査中という状況でございます。

次に、「5. 今後の対応」でございますが、建設工事請負契約書の瑕疵担保の条項に従いまして、施工業者の責任において調査及び散水試験等により徹底した不具合箇所の原因の究明と、再発防止を含めた補修工事の完全な施工を強く指示したところでございます。参考といたしまして、資料下段に1階の平面図を掲載させていただいております。

以上、新市立伊勢総合病院における雨漏りの再発について御説明いたしました。よろしくお願いたします。

◎浜口和久委員長

ただいまの説明に対しまして、御発言はありませんか。
野崎委員。

○野崎隆太委員

それでは、ちょっと幾つか意見も含めてお話をさせていただければと思います。まず、先ほど冒頭、事業管理者から謝罪がございましたので、それについてはこれ以上、別に謝罪を求める話でもないと思っておるんですけれども。まず、雨漏りですね、起きたこと自体はよくないことというよりは、以前、先ほど決議文の話もしていただきましたけれども、そのときの議論の中でも先ほど言ったとおり、結局災害拠点病院として大丈夫なんかというのが非常にこれ大きな話だと思っておるんです。当然、同じような話で、小学校の体育館であってもいろいろ避難施設であっても、災害の拠点施設として不適合もしくは不適合というような形になったときには、当然その取り消しも含めて協議をしていかないかん話で、それは例えば施設が山の上に建っていて、山ががけ崩れのおそれがあるとなったらランクが下がるというのも、そういうところもあるのは多分知っている方もここには多くみえると思います。

そういったことも含めて、実際これ、この部分の雨漏りだけで今は済んでおるのであれなんですけれども、原因の調査、例えば今から台風時期が来るといことも含めて、いつまでに終えて、それでじゃあ完了して大丈夫なのかと原因の発表も含めて、これどんなスケジュールでされるかというのは、今ここで言えることってございますか。

◎浜口和久委員長

建築住宅課副参事。

●坂谷建築住宅課副参事

今後の対応につきましては、先般、施工業者とまた設計を行いました設計事務所のほう、私どもが入りまして、今後のスケジュールを決めたところでございます。昨日、早々に建物の外部に足場を組みまして、まずは原因を究明するところから調査を進めております。補修完了までに約2週間程度かかるというふうなことで、今工事を進めているところでございます。以上でございます。

それと、すみません。その補修工事が済み次第ですね、先般もちよっとお話ししましたけれども、総点検ということで、建物の内部、外部含めて総点検を第三者の機関を含めたところで実施する予定でございます。以上でございます。

◎浜口和久委員長
野崎委員。

○野崎隆太委員

わかりました。その事業完了のめどというのはついているんですか。どれぐらいで総点検も含めて終わるかというのは。

◎浜口和久委員長
建築住宅課副参事。

●坂谷建築住宅課副参事

予定では9月中旬をめどに工事を完了しまして、中旬以降、今月中には総点検も含めて完了したいと考えております。以上でございます。

◎浜口和久委員長
野崎委員。

○野崎隆太委員

天候のことなので、台風が来やんうちに終わるといいなとしか言えないんですけれども、なるべく早期にさせていただければと思います。

もう一点なんですけれども、今回でもそうなんですけれども、施工業者のことでいろんなところを見ている、清水建設、清水建設という形で出てくるんですけれども、これJVを組まれている中の話なんですけれども、そのあたりJVのちょっと仕組みについて教えてもらいたいんですけれども、基本的にこういう施工業者というか責任業者は1社になるんですか。

◎浜口和久委員長
経営企画課長。

●奥田経営企画課長

本体工事につきましては特定建設工事共同企業体で施工しておりますが、清水建設株式会社はその協定書におきまして代表者というふうになっております。建設工事の請負に関しまして権限を有しておることから、共同企業体の代表者として対応を求めているところでございます。

以上です。

◎浜口和久委員長
野崎委員。

○野崎隆太委員

当然おっしゃることはわかるんですけれども、代表者というよりは、先ほどの特定企業体が本来の施工主になるのではないかなと思うんですけれども、施工業者としては。であるなら、JVを組んでいる全ての会社がここに載ってくるのが本来正しいんじゃないかと思うんですけれども、これは今のこの資料が正しいという理解でいいのかをちょっと教えて下さい。

◎浜口和久委員長
経営企画課長。

●奥田経営企画課長

今、御指摘いただきましたとおり記載の方法としましては「JVの企業体の代表者、清水建設」ということが正しい表記ということになります。以上です。

◎浜口和久委員長
野崎委員。

○野崎隆太委員

1社でやられていることではないので、そのあたりはやはりわかりやすくちゃんと表現をする必要があるかなと思います。

あと、もう一つ二つお伺いしたいんですけれども、これ一つ目が再発の防止を既に議会では求めて、当然ながら病院側も求めていただいた話で、謝罪というかごめんなさいで済むところもしくは瑕疵担保の中で直してもらおうというのは、1回目のところはわかるんです、まだ。でも2回目となったときに、今回もまた直しておしまいやわという話で済むのか、それともしかるべき責任の所在をどうするかということを考えるのは、じゃあどのタイミングで考えるのかというと、僕、今回じゃないかなと思っている部分もあるんですけれども。実際これ工事が欠陥というような表現をするのが正しいのかどうかというのは置いておいて、そのあたりの責任の所在をどういうふうに施工業者に求めていくかということは、今どんな議論をされていて、実際そういった議論はそもそもされているのか、どういうふうに施工業者に責任をこれから求めていくつもりでいくのか。直すところは直せばわかる。だけれども、その後の責任の求め方というのはどんなふうに考えているのかちょっと教えてください。

◎浜口和久委員長
経営企画課長。

●奥田経営企画課長

施工業者の責任の所在でございませけれども、今、私どもが最優先に求められていることといたしますのが、徹底した原因の究明と再発防止を含めた補修工事の完了ということと考えております。したがって、その後、工事完了後に担当弁護士等に相談させていただきまして、法的な見解を確認しながら対応のほうを進めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

◎浜口和久委員長

野崎委員。

○野崎隆太委員

ですので、それに関してはまだ今の時点では決まっていないと、これから全て調査も含めて確認を終えてからの話ということですね。場合によっては、当然その調査の中で大きな違う瑕疵が見つかる可能性もあるということも含めてだと思っておりますので、それは理解をさせていただきました。

もう一点なんですけれども、これは認識をお伺いできればと思うんですけれども、今回、議会としては、当然今回は委員会なので本来この場で僕が委員として発言をするべき話じゃないのかもしれませんが、議会としては決議文を出して話をしている以上は、またその中で再発防止に努めて信頼回復を求めている以上は、本来的には原因がわかったタイミングかもしれませんが、施工業者がきちっと僕は議会に対して説明に来るべきかなど。少なくとも議長には報告に来るべきかなど思っているんですけれども、そのあたり今どのようにお考えですか、病院側としては。

◎浜口和久委員長

病院経営推進部長。

●西山病院経営推進部長

今のところですね、そのようなところまでは私どもとしては何とも申し上げようがないことではあるというふうにはちょっと考えております。ただ、先ほどの説明の中でも、当然議会から決議いただいております中でこのような2回目の再発が起こったということを強く申し上げて、その責任の大きさというのを責めさせていただいております。

私どもから言えることは以上でございます。

◎浜口和久委員長

野崎委員。

○野崎隆太委員

先ほど申しましたとおり、決議文の提案者とはいえ、あくまでもここは委員会の中で、あくまでも委員の一人なので、それをどうこうという立場でないのは当然重々理解をしておるんですけれども、やはりそういったことを前回の議論のときにも言いましたけれども、

基本的に病院の事業者がくぎを打ったわけでもなければハンマーを打たれたわけでもなく、基本的には施工業者の施工の問題なので、どれだけ病院側が謝罪をしたところで、実際には工事をしたのは誰なのかと、原因がわかっているのは誰なのかと。こういうふうになりましたと、こういうのはもうこれは二度と起きませんというのを約束できるのは誰なのかという、病院ではないと僕は思っている、そのあたりはやはり病院の中でも真剣にちょっとその辺の議論をしっかりとさせていただいて、原因がわかったときかもしれませんし、そこは僕じゃなくて議長と相談していただく形かもしれませんけれども、しかるべき形できちっと議会に僕は報告を、より精細なものをいただければなと思っております。

もう一点、先ほどの災害拠点病院というのは、これ取り下げにはするわけにはいかんと思うので、そこは精いっぱい頑張ってくれとしか言えないんですけども、一度だけ、そこだけどういう決意でこれからやっていくかだけ、ちょっと教えていただければと思います。

◎浜口和久委員長

経営推進部長。

●西山病院経営推進部長

災害拠点病院につきましてはただいま県のほうに申請中ということとちょっと御理解をいただきたいと思っております。そのような中で、近々審議会が開かれるというふうなことは聞いておりますけれども、既に設置要件を満たしている云々について審査をいただいて、結論が出るという認識でございます。以上です。

◎浜口和久委員長

よろしいですか。

○野崎隆太委員

はい。

◎浜口和久委員長

他に御発言はありませんか。

議長。

○中山裕司議長

ただいま野崎委員のほうから出ておりましたけれども、議会といたしましては、今考えておりますのは、緊急に各派代表者会議を開会いたしまして、議会運営委員会とも相談の上、清水建設に対しまして強い決議文を発する次第であります。これはやはり清水建設が社会的批判を受けなければならない、こういうことであるというふうに私どもが認識をいたしておりますので、近日中に清水建設に対しまして、議会議長といたしまして強い抗議文を発する次第であることを御報告申し上げます。以上です。

◎浜口和久委員長
よろしいですか。

○中山裕司議長
はい。

◎浜口和久委員長
他に御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎浜口和久委員長
御発言もないようですので、説明に対しての質問を終わります。
続いて、委員間の自由討議を行います。御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎浜口和久委員長
御発言もないようですので、自由討議を終わります。
以上で「新市立伊勢総合病院における雨漏りの再発について」を終わります。
「伊勢市病院事業に関する事項」につきましては引き続き調査を継続していくということ
で御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎浜口和久委員長
御異議なしと認めます。
本件については引き続き調査を継続いたします。

【伊勢市立小中学校の規模・配置の適正化に関する事項】
【小中学校適正規模化・適正配置推進事業（進捗状況）について】

◎浜口和久委員長
次に、「伊勢市立小中学校の規模・配置の適正化に関する事項」についての御審査を願
います。

「小中学校適正規模化・適正配置推進事業（進捗状況）について」当局から説明をお願
いいたします。

◎浜口和久委員長
学校統合推進室長。

●丸山学校統合推進室長
それでは、「伊勢市立小中学校適正規模化・適正配置推進事業」につきまして御報告申
し上げます。

資料2の1ページをごらんください。本年度における7月31日現在の説明会、統合準備
会等の実施状況でございまして、続く2ページはそれらの詳細となっております。

次に、統合校別に進捗を御報告いたします。まず、神社小学校・大湊小学校の統合につきまして、3ページをごらんください。前回の報告から変更のあったところには、欄外に星印をつけてございます。ソフト関連では、前回の報告でも検討中となっておりました校歌、校章や通学路に加えまして、学校運営やPTA会則についても検討を始めていただきました。ハード整備につきましては、造成工事を6月末に完了いたしまして、現在は6月議会において契約締結の議決をいただきました校舎等の建築工事を実施しております。建築工事は令和3年1月の完成を予定しており、7月31日現在の現地の状況は4ページのとおりでございます。

次に、みなと小学校開校に伴うスクールバスの運行等につきまして、5ページをごらんください。みなと小学校は下野工場団地の近くに新たに土地を取得し、建設していることから、通学路についても新たに設定する必要があり、統合準備会においてその検討を行ってまいりました。通学環境の整備につきまして、基本計画では新たな通学路は児童の安全を確保することと、統合校から半径2kmを超える区域の児童に対してはスクールバス等の通学支援を行うこととしております。これらのことから、予定される通学路の安全性等を検討した結果、校区内のうち大湊川以北と国道23号以南に居住の児童を対象にスクールバス等の運行をしたいと考えております。

資料の6ページをごらんください。スクールバス等の対象範囲などを示した地図でございます。地図に青い細い線で示しているのがみなと小学校から半径2kmの円、ベージュ色に塗ってある区域が今回スクールバス等の対象範囲として検討している区域、赤い線はそれぞれの地域から最も遠い児童が徒歩で通学する場合の通学路と通学距離を示しております。

まず、資料の北側、上のほうにありますが大湊川以北の地区については統合校から半径2km以内ではありますが、湊橋とその周辺において通学路の安全確保が困難であること、居住区域が連続していることなどから、大湊川以北に居住する全ての児童を対象としたいと考えております。

湊橋付近の道路状況につきまして、資料7ページをごらんください。この近辺は道路幅が全体的に狭い上に通学時間には自動車に加え自転車の通行もあり、児童が通学するには十分な歩道が確保されていないことから、これまで地域や学校からも改善の要望を上げておりますが、道路を拡幅するスペースがないことなどから、徒歩通学時における安全確保がなされていない状況でございます。

次に、国道23号以南につきまして、申しわけございませんが資料6ページにお戻りください。国道23号以南については小木町の一部児童の居住地が統合校から半径2kmを超えること、国道23号以南については通学条件が余り変わらないことから、国道23号以南に居住する全ての児童を対象としたいと考えております。本日、スクールバスの運行等につきまして御了解をいただければ、今後、関係者と詳細につきまして協議を行い、再度、教育民生委員会へ御相談の上、進めてまいりたいと考えております。

以上が神社小学校・大湊小学校の統合についての進捗でございます。

次に、二見浦小学校、二見中学校の整備につきまして、8ページをごらんください。こちらは前回から特に変わった点はございません。引き続き地権者との用地交渉を進めているところでございます。

最後に、8月1日に発行しました神社小学校・大湊小学校統合準備会だよりを9ページ、10ページに添付しておりますので、後ほど御高覧ください。

以上、小中学校適正規模化・適正配置推進事業の進捗状況について御説明申し上げました。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

◎浜口和久委員長

ただいまの説明に対しまして、御発言はありませんか。
野崎委員。

○野崎隆太委員

1点ちょっとお伺いをさせていただきます。この適正規模・適正配置の事業が着々と進捗を進めているのは担当課の御努力も含めて多分に理解をさせていただくところなんですけれども、何度か指摘をさせていただいておりますけれども、跡地利用について少し今の報告も含めて余りないような気がしておるんです。全国を見ますと、結構最近話題になりました小学校の中で廃校で水族館をつくったところであるとか、企業誘致をして頑張っているところ、テレワークで一生懸命そこを拠点にしているところとか、いろんな学校の跡地利用の仕方があって、先進事例として恐らく我々議会の人間も見に行っている人がそこそこいるのではないかなと思っているんですけれども。

この跡地利用について、一つの学校でも余りこれをやりましたというのは聞いていないところもありますし、1ページ目の表を見るだけでもこれが一つになったら幾つ学校が余ってくるんやろうというぐらいたくさんあるので、同時進行というか並行して進めていく必要がそろそろ生じてくるんじゃないかなと思うんですけれども、そのあたり跡地利用について進捗があれば進捗を、もしくは今どういう考え方なのかというのがあればそのあたりをお聞かせいただけますでしょうか。

◎浜口和久委員長

教育総務課長。

●濱口教育総務課長

跡地の有効利用についての御質問だと思います。この件につきましては公共施設マネジメントの関係課とも連携を図りながら、現在、管理方針に基づいて再利用について協議を進めております。具体的には、管理方針の再利用の2番の市の事業での活用というところの現在調査が行われまして、方向性を協議する学校跡地部会の開催が近日中に予定されております。以上でございます。

◎浜口和久委員長

野崎委員。

○野崎隆太委員

公共施設のマネジメントの話を出すと、少し多分皆さん長くなると思うのであれなん

ですけれども、結局もしマネジメントが遅れているもので全部が遅れているというなら、責任の所在はどこにあるんだとなりますし、遅れているという認識はマネジメントを担当する部局も含めて持っていただければなと思います。

当然、公有財産なのでその責任の所在がどこかという話ではなくて、置いておいたといったところで何も生まない。当然、防災拠点として有事には使うことはできるけれども、前も言いましたけれども、小学校を置いておくぐらいやったら開放して公園にしたほうがまだましじゃないかというようなところもありますし、地域住民がもし利用したいというんだったらそれをかなえるべきなのかどうかというのも判断しなければいけませんし、もし門が閉まっていてそのまま放ってあるという学校がたくさんあるのであれば、もしくはこれから出てくるのであれば、それはやっぱりその置いてある期間だけ市がある意味では損害を被っているというような認識を持って、どういうふうにご利用するかもしくは開放するかだけでも決めて、住民の財産としてより適切な有効な活用の仕方をいつときでも早く結論を何かしらもしくはその結論が決まるまでの間は利用のルールとかを決めて、使う方法をどんどん決めていっていただければなと思います。以上です。

◎浜口和久委員長

答弁よろしいですか。

暫時休憩します。

休憩 午後 1 時35分

再開 午後 1 時35分

◎浜口和久委員長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

他に御発言はありませんか。

福井委員。

○福井輝夫委員

二見浦小学校、中学校の整備について少しお伺いいたします。スケジュールはもうほとんど変わらないという先ほどの御説明でした。その中で、用地取得関係、それから用地の測量、もうそろそろ終わりに近づいているようなスケジュールになっておりますのでね。それと設計が令和元年の中頃より少し前から始まるような格好になっておるということは、ある程度の方針というか、どういうふうなやり方で進めていくのか、例えば小中一貫というような問題もありました。それでないのであれば、小中学校の連携を前提としたというようなことも書いてございますので、そのような設計するためには、そういう基本方針をある程度決めないと何も手をつかないと思うんですけれども、その辺について今の状況を教えてください。

◎浜口和久委員長

学校統合推進室副参事。

●中野学校統合推進室副参事

ただいまの御質問にお答えいたします。学校運営につきましては、資料の8ページでございますように、小中学校の連携というふうな形で、連携が推進しやすいような形のそのような校舎のほうを考えていくという方針でございます。以上でございます。

◎浜口和久委員長

福井委員。

○福井輝夫委員

連携がしやすいようなことでということなんですけれども、それについては具体的にはまだ何も考えはないのでしょうか。

◎浜口和久委員長

学校統合推進室副参事。

●中野学校統合推進室副参事

具体的なものにつきましては、現在、小学校、中学校で両校間での連携のほうを進めてもらっておりますので、そのことを踏まえて、細かいところにつきまして今後検討して進めてまいりたいと考えております。

◎浜口和久委員長

福井委員。

○福井輝夫委員

ということは、いろんな進め方、活動とかそういう部分での連携ということなんですけれども、建物について何か連携に関してやりやすいようなという、そういうふうに反映するという、そういうふうについてはまだ今のところ何も考えはないということでしょうか。

◎浜口和久委員長

学校統合推進室長。

●丸山学校統合推進室長

ハード整備につきましてはこれから設計委託をかけていくことになるかと思っておりますけれども、その中でお示しできる段階についてお示しさせていただきたいと思っております。ただ、敷地は限られておりますので、共用できる部分は共用してというような形というのは前提として持っておりますので御報告させていただきます。以上でございます。

◎浜口和久委員長
福井委員。

○福井輝夫委員

ありがとうございます。その辺についてはまたいろんな考えも取り入れながら、慎重に進めていただきたいと思います。ところで、もう用地測量等は終わっているのでしょうか。

◎浜口和久委員長
学校統合推進室長。

●丸山学校統合推進室長

今現在、用地の交渉を進めておるところでございます。大変ちょっと遅れておるといところで、御指摘をいただきまして申しわけございません。交渉のほうは全て済みでしたら、面積とかそういった方向も御報告できると思いますので、よろしく願いいたします。

◎浜口和久委員長
よろしいですか。

○福井輝夫委員
はい。

◎浜口和久委員長
他に御発言はありませんか。
辻副委員長。

○辻孝記副委員長

先ほど福井委員から話がありましたが、設計のほうもこれから委託やっていく方向になっていくと思いますが、これ設計に関して、例えば中学校と小学校、これまた保育所もここへ来るようなお話が以前からあったと思うんですが、その辺の設計というのは、建物を一体化するのか別に考えていくのか、さまざまな先ほどの福井委員の話の中で伺えたと思うんですが、その辺のところも含めて、設計というのは別々に発注する形になるのかで、すごく意味合いが変わってくるかなというふうに思うんですが、その辺をどのように考えておられるんですか。

◎浜口和久委員長
学校統合推進室長。

●丸山学校統合推進室長

今のところ、保育所と小中学校というのは別々で委託のほうをかける予定であります。以上です。

◎浜口和久委員長
辻副委員長。

○辻孝記副委員長

保育所はわかりますが、小学校と中学校、これ一体で一括して設計を任せる格好になるんですか。

◎浜口和久委員長
学校統合推進室長。

●丸山学校統合推進室長

小学校と中学校については、同じ業者に一緒に委託をする予定でございます。

◎浜口和久委員長
辻副委員長。

○辻孝記副委員長

もう一点だけ。そしたら当然一緒であれば建物を建設するほうも多分一緒になるのかなというふうに思うんですが、その辺もそういう考え方でいいんですか。

◎浜口和久委員長
学校統合推進室長。

●丸山学校統合推進室長

今のところどういった建物になるかというのははっきりしておりませんが、そういった一緒という方向もあるかと考えております。

◎浜口和久委員長
よろしいですか。

○辻孝記副委員長
はい。

◎浜口和久委員長
他に御発言はありませんか。
議長。

○中山裕司議長

一つ御質問申し上げておきたいと思いますが、適正規模・適正配置、これ2度目の見直

しがされたわけですけれども、これから先の当市における適正規模・適正配置というのは、非常に社会環境が変化していく中ですね、今現在どういうふうに教育委員会としてこの問題を捉えて、これから先どういうような方向性を打ち出していくのか、ちょっとお尋ねをいたしておきたいと思います。

◎浜口和久委員長

教育事務部長。

●大西事務部長

質問にお答えさせていただきます。議長御指摘のとおり生徒児童数の数も変化してきております。当初の推計とも数字の差が出てきておるといのは事実でございます。今後、そういう社会情勢、そういう生徒数も踏まえて、見直し等の際にはそういう諸条件も検討しながら計画を考えていきたいというふうに考えております。以上でございます。

◎浜口和久委員長

議長。

○中山裕司議長

いや、考えておりますということよりも、もう既に現在そういう議論が進められておるような状況だと思うんですよ。これは近い将来ですけれども、合併特例債もなくなりまして、なかなかこういうような適正規模・適正配置に対する補助も期待しにくくなると。そういう財政的な面、それから社会環境上の問題、それからやっぱりこれ、現在までやってきた学校建設が、今市民の中でこんな学校というのが本当に必要なかどうかということが非常に批判としてたくさんあることは皆さん方も耳にしておると思うんですよ。

これはそういうようなことで、学校格差というものが出てくる、これは必ず。そういうものをどういう形で早く、やはりこれから残されておる学校に対してどうしていくんだということのその地域の皆さん方、そして父兄の皆さん方にやっぱり明確に示していく必要がある。それを今から考えますでは遅過ぎる。もう現在どうしていくんだということを議論されておらんといかんと思うんですよ。教育長どうですか、それは。

◎浜口和久委員長

教育長。

●北村教育長

現在は2回目の見直しを行いまして、その答申といいますか計画に従って、現在計画を進めているところでありますけれども、御指摘のように社会情勢、財政状況、刻々と変わっておりますので、その状況を見ながら適切に対応したいと思っておりますが、現在では二見浦小学校と二見中学校の建設、ここまでが決定をしているところでございますが、それ以後につきまして、平成23年の計画では中学校それぞれのところの統合も計画をされておりましたが、それにつきましては現在いろんな状況もありまして、例えば倉田山中学校、

五十鈴中学校につきましては人数が余り減ってこない。しかし、小俣町のほうは人数がふえているという。その辺の状況も見ながら適切に対応してまいりたいと考えております。それから学校間格差につきましては長寿命化計画も今進めているところです。その件も含めまして、学校間格差についてもできるだけ格差のないように進めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

◎浜口和久委員長
議長。

○中山裕司議長

その長寿命化というのが、やっぱり公共マネジメントの中に入ってくるわけなんですよね、これ。だからこれ、今ここで話をしたら、先ほどの野崎委員やないけれども長くなりますから、公共マネジメントの分野というのは置いといたとしても、長寿命化でもってその今のどのような形で改修をしていくのか。中にはやっぱり耐震不能な校舎もあると思うんですよ。昭和54年以前の建築もあると思うんですよ、今の現在のまだ学校の中に。だからそういうようなものも考える中で、これは宮崎教育長がこの適正規模化・適正配置を言い出して、それで間もなく数年の間にこれ第2回目の見直しをやったわけですよ。それほどスピーディーな社会状況の変化というのは生まれてきておるわけですから、今やもっともっと早いスピードで、やっぱりそういう変化が来しておるわけですから、これはもう一日でも早く方向性を打ち出していきたいと思っております。終わっておきます。

◎浜口和久委員長
教育長。

●北村教育長

御指摘のとおりだというふうに考えております。見直しをしてからここ数年たっておりますので、また早急に教育委員会内、それから関係部署と連携もしまして、見直しを図ってまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

◎浜口和久委員長
他に御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎浜口和久委員長
御発言もないようですので、説明に対しての質問を終わります。
続いて、委員間の自由討議を行います。御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎浜口和久委員長
御発言もないようですので、自由討議を終わります。
以上で「小中学校適正規模化・適正配置推進事業（進捗状況）について」を終わります。
「伊勢市立小中学校の規模・配置の適正化に関する事項」につきましては、引き続き調

査を継続していくということで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎浜口和久委員長

御異議なしと認めます。

本件については引き続き調査を継続いたします。

【子ども子育て支援に関する事項】

〔ひとり親家庭への支援について〕

◎浜口和久委員長

次に、「子ども子育て支援に関する事項」についての御審査を願います。

「ひとり親家庭への支援について」当局からの説明をお願いいたします。

こども課長。

●堀川こども課長

すみません。説明を始めます前に申しわけございませんが、今回、教育民生委員会資料3におきまして、資料の数字のほうに誤りがございましたので、訂正のほうをお願いいたします。訂正箇所につきましてはこちらの資料1枚目の「3. 母子家庭等対策総合支援給付金事業」の(2) 高等職業訓練促進給付金の給付額のほうで、下の市民税課税世帯のほうの月額7万5,000円と記載をしておりますが、こちらのほう7万500円が正しい数字となっております。7万500円のほうに訂正のほうを願います。誠に申しわけございませんでした。

それでは、「子ども子育て支援に関する事項」、「ひとり親家庭の支援について」、継続調査案件の「子ども子育て支援に関する事項」について、ライフステージごとの子ども・子育て支援を御説明させていただいており、これまで妊娠・出産、産後期、乳幼児期、学童期の支援について御説明いたしました。今回からは市の課題として取り組むところとして、「ひとり親家庭の支援について」御説明いたします。

資料3をごらんください。一人親の支援として5つの項目を上げさせていただいております。まず、「1. 児童扶養手当」についてです。一人親支援の代表的な手当となります。父母の離婚や死別などにより一人親となった世帯に対して記載の手当額を支給いたします。前年の所得額により変動し、規定の所得税限度額以上となりますと児童扶養手当はゼロ円となります。支給金額の例として、子供が一人ですと月額最大4万2,910円、二人ですと最大1万140円加算し、合計5万3,050円が支給額となります。支給については、現在は4月、8月、12月に4カ月分を支給しておりますが、本年11月からは支給機会をふやすために、2カ月に1度の支給に変更します。また、今年度は未婚の児童扶養手当受給者の方へ臨時・特別給付金があり、1世帯当たり1万7,500円を支給いたします。これらに加えて中学校修了前までの児童には児童手当の支給もあります。

次に、「2. 一人親家庭等医療費助成」についてです。児童扶養手当を受給されている方、または同様の所得水準にある方を対象に、児童及び児童の母または父、養育者を対象に、医療機関を受診した際に窓口で支払いした保険適用分の医療費相当額を後日払い戻しします。

次に、「3. 母子家庭等対策総合支援給付金事業」です。この事業は児童扶養手当を受給されている方、または同様の所得水準にある方を対象に、資格取得などの支援を行う給付金制度です。(1)の自立支援教育訓練給付金ですが、必要な資格を取得するため、雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座など指定された講座を受講し修了した場合に受講料の一部を支給します。支給額については資料記載のとおりです。(2)の高等職業訓練促進給付金ですが、看護師や保育士、介護福祉士などの専門的な資格取得のため1年以上養成機関で修業する場合に給付金を支給します。対象資格、給付額は資料記載のとおりとなります。裏面にいきまして、(3)高等学校卒業程度認定試験合格支援ですが、今年度から始めました新規事業です。高校を卒業していない一人親家庭の親、または児童の学び直しを支援することで、よりよい条件での就職に向けた可能性を広げ、就業へつなげることを目的として高卒認定試験合格のための講座を受け、修了時、合格時に受講費用の一部を負担いたします。

次に、「4. 母子・父子自立支援員による相談」です。包括的な支援といたしましてこども課に母子・父子自立支援員を配置し、一人親家庭及び寡婦の相談に応じ、その自立に必要な情報提供・助言・指導、就労のための取り組みを支援し、自立の促進を図っています。表は平成30年度の相談件数の内訳です。主に生活援護に関する相談が一番多く129件、次に生活一般の相談が97件となり、合計は254件となっております。相談の内容は、住居のことや家庭内のこと、就労、児童の養育などが多くあります。また、三重県が実施する母子・父子・寡婦福祉資金貸付の相談や申請受付の事務も行っております。主な貸付項目は記載のとおりです。

次に、「5. 利用料等の軽減」です。一人親家庭を対象に、保育料、ファミリー・サポート・センター利用料など、各種子育て支援の利用料のほうを軽減しております。こちらのほうに主な取り組みを資料に記載させていただきました。

以上で、「ひとり親家庭への支援について」御説明いたしました。よろしくお願いたします。

◎浜口和久委員長

ただいまの説明に対しまして、御発言はありませんか。

宮崎委員。

○宮崎誠委員

私からは一点聞かせていただけたらと思っております。裏面の5項目にあります利用料等の軽減についてになりますが、今回、保育料そしてファミリー・サポート・センターの利用料という形で軽減されるという形で記載していただいておりますが、消費税の増税に伴いまして本市でも10月1日から保育料の利用料とかが免除されるという面が出てきます。これとの関係性についてだけお聞かせいただけますでしょうか。

◎浜口和久委員長

こども課長。

●堀川こども課長

無償化に伴う保育料、ファミリー・サポート・センターの利用料の無償の部分につきましては、今回、母子家庭、ひとり親家庭のみならずというところで、対象となるのは預かりという部分で、3歳から5歳の児童及びゼロ歳から2歳につきましては市民税非課税世帯が無償化の対象というふうになっております。その中で保育料につきましては、ゼロ歳から2歳は現状の保育料のと通りの保育料というふうになりますし、3歳から5歳につきましては無償というふうな形になります。ファミリー・サポート・センターにつきましても、3歳から5歳のお子様につきましては預かりをしていただいた部分については無償というふうな形になります。以上でございます。

◎浜口和久委員長

宮崎委員。

○宮崎誠委員

今回こういった制度ということで、実際に勘違いをされるとか間違いやすいことが発生する可能性があるかと私自身は考えておりますので、その辺の周知徹底だけ再度、対象者の方に10月1日からこういう形になるとか、今までと余り変わらないだったりとか、そういった説明を十分にさせていただければと思いますので、よろしく申し上げます。以上です。

◎浜口和久委員長

他に御発言はありませんか。

楠木委員。

○楠木宏彦委員

一人親家庭への支援について伺いたいんですけども、この支援の内容は、大体基本的には子育て支援と、もう一つは就労支援というのが大きな柱になるのかなと思うんですけども、ただ、一人親ですと特に女親の場合、子供の貧困率が50%ほどあるというようなことも言われておりますけれども、そういう意味で特に女性が外で働くというのは非常に厳しいものがあって、相対的に給与が低いという問題があります。それから出産、育児で休業した後、元のところに復帰しにくいというこういった現状があるわけで、こういう中では就労支援というのが、特にこういう一人親家庭、母親の家庭においては就労支援というのは余り貧困状態の改善にならないというふうな、こういう国際的な研究があるんです。

それで、じゃあ日本の場合どうするかというと、やはり特に子育て支援について大きく力を入れる必要があるんだと思うんですけども、特に保育所の入所に関して、特にいわゆる母子家庭において優先的に配慮しているかどうか、そこら辺について伺いたいと思います。あるいは、このことについてどう考えるのか。

◎浜口和久委員長

こども課長。

●堀川こども課長

一人親家庭における保育所の利用につきましては、申し込みの際、利用調整の際に優先的な点数をつけるわけなんですけれども、母子の加点というのは一番高く設定をしております、比較的入っていただきやすいような形でやっております。以上でございます。

◎浜口和久委員長

楠木委員。

○楠木宏彦委員

特に子育て支援についてしっかりと体制をつくっていただきたいと思います。どうもありがとうございます。

◎浜口和久委員長

他に御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎浜口和久委員長

御発言もないようですので、説明に対しての質問を終わります。
続いて、委員間の自由討議を行います。御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎浜口和久委員長

御発言もないようですので、自由討議を終わります。
以上で「ひとり親家庭への支援について」を終わります。

〔保育所あけぼの園の民間移管について〕

◎浜口和久委員長

次に、「保育所あけぼの園の民間移管について」当局からの説明をお願いいたします。
こども課長。

●堀川こども課長

それでは、「市立保育所あけぼの園の民間移管について」御説明いたします。平成26年に策定いたしました伊勢市の就学前の子どもの教育・保育に関する整備方針及び伊勢市の就学前の子どもの教育・保育に関する施設整備計画におきまして、統合や民間への移譲等により公立施設を整理することとしており、この方針、計画に沿ってこのたび保育所あけぼの園の移管先事業者の公募のほうを行っていきます。

これまでの民間移管の状況につきましては、資料1に記載のとおり平成29年度に大世古保育所について移管先を公募、決定し、平成31年度4月1日に社会福祉法人洗心福祉会が運営するいせの杜保育園として新たに開園いたしました。また、御菌第二保育園については、大世古保育所と同じく平成29年度に移管先の公募を行いましたが、事業者からの応募はなく、引き続き市立保育園として運営を行っております。

続きまして、保育所あけぼの園の民間移管のスケジュールにつきましては資料2のとおりでございます。これまで保育所あけぼの園の民間移管に関しまして、5月にあけぼの園がある小俣町の自治区連絡協議会にて説明、7月に保育所あけぼの園の保護者の皆様に対して説明を行ってまいりました。説明会後には保護者会の協力を得て保護者の皆様にアンケートを実施し、現在いただいた御意見を取りまとめているところでございます。公募につきましては10月の下旬から11月ごろを予定しており、選定委員会による審査を経て移管先法人を決定し、令和2年3月に移管先法人と協定書を締結したいと考えております。

なお、選定委員会につきましては、学識経験者、保育関係者、財務関係有識者、自治会代表、保護者代表により構成いたします。その後、令和2年度の1年間で移管先法人との保育の引き継ぎを行い、令和3年4月1日に移管を予定しております。

以上、市立保育所あけぼの園の民間移管について御説明いたしました。よろしくお願いたします。

◎浜口和久委員長

ただいまの説明に対しまして、御発言はありませんか。

楠木委員。

○楠木宏彦委員

まず自治区連絡協議会へ説明をした、それから保護者へ説明したということについて、これアンケートもしていただいて、まだ取りまとめの最中だということだという話なんですけれども、特にこのときに何か特徴的な意見というのはございましたでしょうか。

◎浜口和久委員長

こども課長。

●堀川こども課長

さまざまな意見のほうを頂戴しております。今、なぜあけぼの園なのかというところであったり、あと保護者さんにつきましては、民間となることでどう変わってしまうのかという不安の声もありまして、そちらのほうには大世古保育所の事例をお話しながら、一つ一つ答えていくということで、今現状としてやっておるところでございます。以上でございます。

◎浜口和久委員長

楠木委員。

○楠木宏彦委員

ありがとうございます。民間移管の状況についてということで、御菌第二保育園それから大世古保育所についてのことは記述されているんですが、御菌第二保育園というのはちょっとこれ今の現状、資料をいただきましたけれども、御菌第二といたら150人の定員に対して今66人しかいないという、非常に少ない。そういったことから見て、やはり民間

が参入するには非常に不安があると、こういったことでなかなか決まらないのかなというふうに思われるんですが、今ここに提案されておりますあけぼの園は、定員が125に対して126人いるということで、これは民間からいけば採算がとれるのかなみたいな、ちょっと下品な言葉を使うと、儲かるのかなというようなどころがあると思うんです。

だから確かに公募して、応募してこられる方はいらっしゃると思うんですけども、ただ、こういったケースもあれば、御園第二のようなケースもあるというようなことで、そもそもこの間、最初に説明していただきましたけれども、民間でできることは民間にを基本にということになっているんですが、これを全てに対して当てはめるのはどうなのかなと。これ地域ごとに、非常にいろんなそれぞれの地域のニーズが違いますし、現在の保育所そのものの経営の状況も違いますから、必ずしもこの民間でできることは民間にを基本にということだけでも、それにこだわることなく、もうちょっと柔軟にそれぞれの地域ごとにあるいはそれぞれの園ごとに考えていく必要があるのかなと思うんです。

こういうふうに先ほど御園第二の場合ですけれども、ある意味では民間側がやるには経営が成り立ちにくいという面が感じられますから、こういうことについてはやっぱり市がきちんと責任を持ってやっていかなくちゃいけないと。それがまさに公の責任だと思うんで、その方針について再度、具体的に考え直す必要があるのかなと思うんですけども、何かそこら辺について考えていらっしゃることはありますでしょうか。

◎浜口和久委員長

こども課長。

●堀川こども課長

楠木委員のおっしゃるとおりだと思います。やっぱり計画を策定したのが平成27年度から平成36年までの10年間の期間というふうなところで、やはり状況も変わってきておるとい、低年齢児の需要がふえてきたりとか、そういったところも変わってきておりますし、地域ごとのニーズというのもそれぞれあるというところで、実は今年度なんですけれども、子ども・子育て支援法に基づく市の子ども・子育て支援事業計画、こちらのほうが策定をする年であります。そちらの事業計画の中には、保育料の見込み等も計画の中で決めていくんですけども、そちらの整合性というのも図るために、今後の施設整備計画のほうも策定から5年目というところの中間点であることから、見直しも検討をするべきであるというふうには考えております。以上でございます。

◎浜口和久委員長

他に御発言はありませんか。

議長。

○中山裕司議長

結構なことだと思いますけれども、私にとりましては、このあけぼの園というのは建設に携わったという非常にこういう関係もあって、これから民間に移管されていくというのは非常に寂しい思いがするんですけども、それはさておいて、就学前の子供の教育・保

育という非常に大事な教育を受ける時期に、民間に委託されることは結構なんですけれども、なかなか今の先ほどの話、保育所経営というのが経営が成り立つのか、採算ベースに成り立つのかというのが、非常に聞いておりますと難しい経営だというふうなことは聞いておるんですけれども、そうしますと、大世古保育所がここにもありますように、受けていただいたところが社会福祉法人洗心福祉会という、仮にこれから進めていく今の民間委託に、この組織がずっと仮に仮定して並んでいくとするならば、ほかにたくさん複数の法人格が応募してくれるといいんですけれども、一番大事な就学前の前に教育理念というか、教える子供たちの、この間も問題になった大阪の例の事件になった、ああいうような国家主義的な教育というのは、やっぱりされるというその可能性もなきにしもあらずなんですよ。

だから要するにやっぱりそういうような、できるならばきちっとした教育を進めていく教育理念というものを、それこそ公がそういう管理をしていくという、経営は任すけれども、内容はある程度やはりそういう点で公が管理をするというような、私は体制が必要になってくるのではないかなと、こういうふうに思いますんで、そこら辺のやっぱり今後の課題として、経営、運営は民に任すけれども、内容的なものはしっかりと公がやっぱり監督管理をしていくという、こういうものを構築していただくことを願って終わっておきます。

◎浜口和久委員長

他に御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎浜口和久委員長

御発言もないようですので、説明に対しての質問を終わります。

続いて、委員間の自由討議を行います。御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎浜口和久委員長

御発言もないようですので、自由討議を終わります。

以上で「保育所あけぼの園の民間移管について」を終わります。

「子ども子育て支援に関する事項」につきましては引き続き調査を継続していくということで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎浜口和久委員長

御異議なしと認めます。

本件については引き続き調査を継続いたします。

以上で御審査いただきます案件は終わりましたので、これをもちまして教育民生委員会を閉会いたします。

なお、教育民生委員協議会を14時20分から開会いたしますので、よろしくお願いたします。

閉会 午後2時10分

上記署名する。

令和元年 8 月 27 日

委 員 長

委 員

委 員